

## 奨学金返還支援による地元企業人材確保支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本市における若者世代の市外への流出に歯止めをかけるとともに、市内事業所等における人材確保を図るため、奨学金返還支援による地元企業人材確保支援事業に関し、予算の範囲において補助金を交付することについて、延岡市補助金等の交付に関する規則（昭和50年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（大学院を含む。）、短期大学、高等専門学校（修年限が4年以上のものに限り、専攻科を含む。）及び専修学校（専門課程に限る。）をいう。
- (2) 高校等 学校教育法に規定する高等専門学校（1年次から3年次まで）、専修学校高等課程及び高等学校をいう。
- (3) 県認定対象者 宮崎県が実施する「ひなた創生のための奨学金返還支援事業」（以下「県事業」という。）の認定を受けた者をいう。
- (4) 市奨学金返還者 公益財団法人延岡市育英会（以下「市育英会」という。）が貸与した奨学金の返還者をいう。
- (5) 学生支援機構奨学金返還者 日本学生支援機構（以下「学生支援機構」という。）が貸与した奨学金の返還者のうち、県認定対象者ではない者をいう。
- (6) 正規雇用 雇用期間の定めのない契約に基づく雇用であって、賞与、退職金、諸手当等において、就業規則等で定める通常の職員と同様の扱いとなる雇用形態をいう。

### (対象となる奨学金)

第3条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる奨学金は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 県事業において支援対象となる奨学金（県認定対象者）
- (2) 市育英会が貸与した奨学金
- (3) 学生支援機構が貸与した奨学金

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、県認定対象者、市奨学金返還者又は学生支援機構奨学金返還者のうち、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 大学等又は高校等に在学している期間に前条各号に規定する奨学金の貸与を受けた者
- (2) 補助金の交付を初めて申請する日の属する年度において、29歳以下である者。ただし、申請する年度の3月末までに30歳となる者を含む。（4月1日が誕生日の者については、前日の3月31日に次の年齢を迎えるものとする。）
- (3) 県認定対象者及び市奨学金返還者のうち大学等に在学している期間に前条に規定する奨学金の貸与を受けたものにあつては令和4年4月1日以降に、県認定対象者及び市奨学金返還者のうち高校等に在学している期間に同条に規定する奨学金の貸与を受けたもの並びに学生支援機構奨学金返還者にあつては令和5年4月1日以降に、次に掲げるいずれかの市内事業所等（以下「補助条件事業者」という。）に、正規雇用の従業員として雇用され、当該就労後1年以上を経過し、かつ、補助金の交付の申請時点で現に就労している者
  - ア 市内に本店を置く事業者
  - イ 延岡市企業立地促進条例（昭和59年条例第18号）に規定する指定事業者
  - ウ 市外に本店があり、補助金の交付の申請をしようとする者との正規雇用契約において、勤

務地条件を本市のみとする事業者

- (4) 補助条件事業者に正規雇用として就職した日から継続して本市に住所を有する者。ただし、当該就職した日以降に補助条件事業者における研修等を受講するため、一時期市外に住所を有する期間が生じた場合、当該期間については本市に住所を有しているものとみなす。
- (5) 前条各号に規定する奨学金の返還を開始しており、当該返還に係る滞納がない者。
- (6) 市税（国民健康保険税を含む。）の滞納がない者
- (7) 市奨学金返還者にあつては、市育英会が貸与した奨学金の返還に対する助成を他から受けていない者
- (8) 学生支援機構返還者にあつては、学生支援機構が貸与した奨学金の返還に対する助成を他から受けていない者
- (9) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条に規定する地方公務員（同条第3項第2号及び同項第5号を除く。）でない者
- (10) 延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団関係者に該当しない者

（交付額）

第5条 交付する補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 県認定対象者 補助条件事業者に正規雇用として就職した日から1年、3年及び5年が経過した時点において別表1に規定する額
- (2) 市奨学金返還者 市育英会が貸与した奨学金の返還総額（補助金の交付の申請時点において、補助条件事業者に正規雇用として就職した日より前に返還した奨学金の額を除く。）に2分の1を乗じて得た額又は別表2における大学等区分に応じ同表に規定する支援限度額のいずれか低い額を基本額とし、補助金の交付の申請時点において補助条件事業者に正規雇用として就職した日から1年、3年及び5年が経過した時点において同表の規定により算定した額
- (3) 学生支援機構奨学金返還者 学生支援機構が貸与した奨学金の返還総額（補助金の交付の申請時点において、補助条件事業者に正規雇用として就職した日より前に返還した奨学金の額を除く。）に2分の1を乗じて得た額又は別表3における大学等区分に応じ同表に規定する支援限度額（以前に補助金の交付を受けた場合は、当該補助金の額を除く。）のいずれか低い額を基本額とし、補助金の交付の申請時点において補助条件事業者に正規雇用として就職した日から1年、3年及び5年が経過した時点において同表の規定により算定した額

（交付申請及び実績報告）

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、補助条件事業者に正規雇用として就職した日からそれぞれ1年、3年及び5年が経過する日（4月定期採用の場合は3月末日とする。）の属する年度の翌年度の2月末日までに、補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者が県認定対象者である場合
  - ア 県事業の支援対象者認定通知書の写し
  - イ 県事業の額確定通知書の写し
  - ウ 住民票の写し
  - エ 勤務証明書（様式第2号）又はこれに相当するもの
  - オ 市税等に滞納がないことを証する書類又は完納確認同意書（様式第3号）
  - カ 誓約書（様式第4号）

- キ その他市長が必要と認める書類
  - (2) 申請者が市奨学金返還者である場合
    - ア 大学等又は高校等を卒業若しくは修了したことを証する書類
    - イ 奨学金返還状況確認同意書（様式第5号）
    - ウ 市育英会が発行する奨学金の貸与、返還金額及び返還期間を証するものの写し
    - エ 住民票の写し
    - オ 勤務証明書（様式第2号）又はこれに相当するもの
    - カ 市税等に滞納がないことを証する書類又は完納確認同意書（様式第3号）
    - キ 誓約書（様式第4号）
    - ク その他市長が必要と認める書類
  - (3) 申請者が学生支援機構返還者である場合
    - ア 大学等を卒業又は修了したことを証する書類
    - イ 学生支援機構が発行する奨学金返還証明書の写し
    - ウ 住民票の写し
    - エ 勤務証明書（様式第2号）又はこれに相当するもの
    - オ 市税等に滞納がないことを証する書類又は完納確認同意書（様式第3号）
    - カ 誓約書（様式第4号）
    - キ その他市長が必要と認める書類
- 2 申請者が県認定対象者、市奨学金返還者又は学生支援機構奨学金返還者の2以上に該当するものであるときは、当該申請者は前項各号のいずれかの区分についてのみ申請することができるものとする。

（補助金の交付決定等）

第7条 市長は、補助金交付申請書兼実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、補助金交付の可否の決定を行うものとし、併せて補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、その内容を速やかに補助金交付決定通知書（様式第6号）又は補助金不交付決定通知書（様式第7号）により当該申請者に通知するものとする。

（補助金の額の確定の省略）

第8条 規則第13条第3項の規定により、補助金の額の確定を省略するものとする。

（補助金の請求）

第9条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付決定通知書を受領した後において補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（異動の届出等）

第10条 補助事業者は、第7条に規定する補助金交付決定通知書兼額確定通知書を受けた後に、次の各号のいずれかの事由が生じた場合は異動届出書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 本市から転出したとき。
- (2) 補助条件事業者との間で正規雇用の契約が解消されたとき。
- (3) 第4条第3号ウの勤務地条件に変更があったとき。
- (4) 補助金交付の辞退をするとき。
- (5) 第4条各号のいずれかに該当しなくなったとき。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和12年3月31日限り、その効力を失う。
- 2 この要綱は、令和5年5月1日から施行する。
- 3 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、令和6年10月1日から施行する。
- 5 この要綱は、令和7年11月17日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 6 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1（第5条関係）

交付額		
1年経過時	3年経過時	5年経過時
県事業における1年経過時に確定した県からの返還支援金の額の2分の1の額	県事業における3年経過時に確定した県からの返還支援金の額の2分の1の額	県事業における5年経過時に確定した県からの返還支援金の額の2分の1の額

別表2（第5条関係）

大学等区分	支援限度額 (千円)	交付額		
		1年経過時	3年経過時	5年経過時
大学院及び6年制大学	900	基本額に 0.3を乗じ て得た額	基本額に 0.3を乗じ て得た額	基本額から1 年経過時及び 3年経過時の それぞれの交 付額の合計額 を控除して得 た額
4年制大学	600			
短期大学、高等専門学校（4～5年次）及び専修学校専門課程	300			
高等学校、高等専門学校（1～3年次）及び専修学校高等学校	270			

別表3（第5条関係）

大学等区分	支援限度額 (千円)	交付額		
		1年経過時	3年経過時	5年経過時
大学院及び6年制大学	1,500	基本額に 0.3を乗じ て得た額	基本額に 0.3を乗じ て得た額	基本額から1 年経過時及び 3年経過時の それぞれの交 付額の合計額 を控除して得 た額
4年制大学	1,000			
短期大学、高等専門学校（4～5年次）及び専修学校専門課程	500			
高等専門学校（1～3年次）	400			